



2024年3月26日
株式会社 山梨中央銀行

7年連続で「健康経営優良法人」の認定を受けました

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は、経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）」の認定を受けました。なお、今回で2018年から7年連続の認定となります。

「健康経営優良法人認定制度」とは、地域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営（※）を実践している法人を顕彰する制度です。

当行は、職員の「心身の健康」が公私共に生活の基本であるとの考えのもと、健康に関する各種制度の充実や諸施策を実施しており、その継続的な取り組みが本制度の認定に至ったものと考えております。

当行は、今後も「職場の健康（ワークライフバランスの推進）」「からだの健康」「心の健康」を3本柱に、職員の健康保持・増進に向け、諸施策を実施するとともに、地域金融機関として、健康で活力ある地域づくりをサポートしてまいります。

（※）「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性などを高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。



以上